

障害者差別解消法の施行に係る取組について（案）

平成29年3月23日
障害者施策推進部

法の概要

	行政機関等 (7条)	民間事業者 (8条)
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

【具体的な対応】
 ・都職員対応要領(H27作成(総務・福保))
 ・事業者向け対応指針(H27国作成)
 に基づく差別禁止・配慮の提供

【差別解消のための支援措置】
 普及啓発
 相談・紛争防止・解決体制の整備(※1,2)
 障害者差別解消支援地域協議会(※3)

- ※1 原則的に、既存の機関の活用・充実（職員の専門性の強化等）により対応
- ※2 都・区市町村の位置付け、役割分担については法に規定なし
- ※3 相談事例等の共有・協議等を実施

都の取組

法施行後の実績や課題を踏まえ、法が求める対応を着実に推進

【各種団体からの要望】
 ・相談窓口の明確化
 ・差別解消条例の制定 等

(1) 全体に係る対応

- 差別の禁止・合理的配慮の提供【各局等】
 - ・都職員対応要領に基づく対応を実施（対応要領は任命権者ごとに策定済）
 - ・都職員・都の事務事業による差別
 - 都要領等を踏まえ各局等で窓口対応、事務事業における対応を実施
 - ・民間事業者による差別
 - 国指針等を踏まえ、原則、事業分野に応じて各局等で対応

(2) 普及啓発

- 障害者差別解消法の普及啓発【福保局】
 - ⇒動画の放映、都民・事業者向けシンポジウムの開催、事例集の作成・配布
- 区市町村等と連携した普及啓発【福保局・区市町村】
 - ⇒28年度に策定した各種広報媒体を区市町村に提供し、地域住民への啓発を支援

★28年度策定の広報媒体⇒障害者差別解消法に係る啓発動画、パンフレット、パネル

(3) 相談・紛争防止・解決体制

- 相談窓口【各局等】
 - 所管事項に応じて、既存の相談窓口も含め、各局の相談窓口で対応
 - ・都職員・都の事務事業による差別→都要領等を踏まえ各局等で職員による対応、事務事業における対応を実施（相談窓口：サービス所管課、各事務事業所管等）
 - ・民間事業者による差別→国指針等を踏まえ、原則、事業分野に応じて各局等で対応
- 障害者施策推進部における対応
 - ・都で対応できる所管がない分野の事案や、各局等で判断が困難な事案等について、必要に応じて後方支援
 - ⇒引き続き、相談を確実に受け止め、紛争解決を図る体制整備を推進

★障害者施策推進部の体制等
 ⇒東京都障害者権利擁護センター（法の内容や運用について）
 ⇒専門相談（弁護士等による専門相談）

(4) 東京都障害者差別解消支援地域協議会

- 目的
 - 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進、差別の解消に資する効果的な取組の検討、障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等について、協議を行うことにより、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進。
- 所掌事務
 - (1) 障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携等に関する事項
 - (2) 障害特性及び障害者への理解を促進するための普及啓発・研修等に関する事項
 - (3) 障害者差別解消法に係る取組に関する事項
 - (4) その他、障害者の差別解消及び障害者の権利擁護に関する事項
- 29年度実施スケジュール及び議題（予定）
 - 29年度は2回実施予定
 - (1) 平成29年夏頃…普及啓発について、民間事業者向け事例集について 等
 - (2) 平成29年冬頃…民間事業者向け事例集について、条例案について 等

(5) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定

- 目的
 - 東京2020大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。
- 検討部会の設置
 - 障害のある方をはじめ様々な立場の方の意見を十分に聴き、専門的な知見を得るため、「東京都障害者差別解消支援地域協議会」の部会として「障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係る検討部会」を設置する。
- スケジュール
 - 平成29年度中に全8回程度部会を開催し、平成30年度中の施行を目指して検討を進める

(6) 都・区市町村連携

- 権利擁護連絡会：都と区市町村との定期的な事例共有・情報交換
- 担当者研修会：法律の専門家等による講義や事例検討等の実施
 - ⇒引き続き、区市町村との連携体制の構築、区市町村の体制整備の支援